

タウンミーティング未回答一覧②

No.	質問・意見	担当部	回答
1	公約であるにもかかわらず、議会答弁では、町への要望を届ける場となりがち、一部の意見に隔たるので、ワークショップを実施すること。今回の開催は、町長の心境の変化か、誰かの助言によるものなのか。	総合政策部	今回の形式による開催は、町が実施している取り組みを住民の皆さまに直接お伝えすることが重要であると考えたためです。
2	質問時間1人2分以内は短い。答弁は長すぎる。	総合政策部	限られた時間の中で、多くの皆さまのご意見を伺うことが重要と考え、お一人2分以内というルールを設けさせていただきました。
3	質問者が、町長答弁を指定しているにもかかわらず、何故、答弁しないのか。答えたくないのか、答えられないのか。町政のトップとしての説明責任を放棄したのも同然である。	総合政策部	町長以下、組織として対応しており、ご質問に応じて適切にお答えできる者が回答しております。
4	参加者を各会場40人に、限定した理由は。	総合政策部	昨年度開催した公共交通ワークショップの参加人数などを踏まえ、各会場40名程度とさせていただきます。なお、多くの皆さまにご参加いただけるよう、3回開催させていただきます。
5	開催日を、平日の夜のみならず、休日も考慮して欲しい。	総合政策部	多くの皆さまにご参加いただけるよう、今後の検討課題としてまいります。
6	質問・意見は二次元コードからとの事。有効期限が短すぎる。せめて1週間をお願いしたい。説明してほしいです。	総合政策部	リアルタイムアンケートの二次元コードによるご質問・ご意見の受付は、終了後も際限なく受け付けるものではないため、一定の期限を設けております。 なお、アンケートの二次元コードについては、7月8日の初回より7月17日まで有効としました。ご理解をお願い申し上げます。
7	町長の選挙公約の数の項目を示してください。	総合政策部	町として、町長の公約の内容を管理しておらず、その達成状況についても進捗管理を行っておりません。
8	令和7年度末までに、達成された公約を示してください。	総合政策部	
9	すぐやる目玉政策の巡回バスの廃止は、令和8年度末をもって、廃止とのことだが、なぜ公約を実行しないのか。	基盤整備部	コミュニティバスとコミュニティタクシー、双方の利便性を検証しつつ、公共交通会議でバスのあり方を協議しています。
10	全ての事業を再点検し、無駄を洗い出すとのことだが、2年3ヶ月間に取り組んだ、ビルドアンドスクラップを示してください。	総務部	厳しい財政状況の中、限られた財源で住民サービスを向上させるため、全事業を再点検しました。 具体的には、インフルエンザ予防接種助成の対象年齢見直しやGTECなど役割を終えた事業を廃止・見直し、ビルドとして、在宅高齢者紙おむつ等購入助成、子どもの居場所づくりなどに取り組みました。今後も継続した事業の見直しを行い、必要なサービスを充実させてまいります。

No.	質問・意見	担当部	回答
11	「ひらかれたまちづくりに取り組んでいく、町民最優先の町づくりを貫く」とのことだが、未だに固定資産税の課税ミスに対する、窓口対応の不手際、また、ごみ問題の3ヶ月で760件の問い合わせ対応等、この町民による苦情に対して、町政のトップとして何故、説明責任を果たさないのか。放棄したのも同然ではないか。町民への説明責任として、町長自ら謝罪文を出すのが、当たり前ではないか。	基盤整備部	固定資産税の課税ミスにより、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。本件につきましては、すでにチェック体制の強化など、再発防止策を講じております。 また、町長からの謝罪文を求めるご指摘につきましては、改めて文書を出す予定はございません。 決して説明責任を放棄しているわけではなく、町長の指揮のもと、組織として事態の解決と再発防止に全力で取り組むことこそが、責任を果たすことだと考えております。 ごみ有料化は、岐南町廃棄物処理対策協議会の提言と町議会での条例改正承認という適正な手続きを経て、実施しております。本町としては説明責任を果たしているものと認識しており、今後も適正な業務遂行に努めてまいります。
12	令和7年度 役場内機構改革が断行されたが、町民の戸惑いは計り知れない。住民部の窓口対応が悪く、たらい回しに。総合窓口の復活をお願いします。	総務部	ご意見として、今後の参考とさせていただきます。
13	総合体育館は災害時の避難所と認定されています。災害は何時起きるかわかりません。昨今の猛暑は特に酷く、ゲリラ豪雨等を含めて、町民の命に関わる重大な問題です。このままでは、町長の危機管理意識の欠如と言われても仕方ありません。こうした状況の中で、エアコンなしは有り得ない。災害がおきてからでは遅い。国の緊急防災事業債を活用し設置できないか。	住民部	ご意見として、今後の参考とさせていただきます。
14	岐南LIFE BOOKについて、作成費用、部数、配布先について反響は。	総合政策部	約200万円で25,000部を作成し、町内全世帯のほか、都市部の移住相談窓口や住宅展示場などで配布しております。「分かりやすい」と好評をいただいております。
15	子供だれでも通園制度 新聞報道によると、実施している保育施設の数 5カ所 養老町 4カ所 池田町 2カ所 大野町、七宗町 1カ所 岐南町 わずか1カ所です。 「子育て支援が充実している」と胸をはって言えるのか所見を。	こども未来部	こども誰でも通園制度の実施施設数がお示しの町と比較して少ない現状については、真摯に受け止めております。 町としては、この制度の普及・拡充に向けて、保育施設との連携を強化しながら取り組んでまいります。 併せて同様の制度として保育園の一時預かり制度のさらなる活用・周知を進めることで、保護者の皆さんが必要なおきに支援を受けられる環境づくりに取り組んでまいります。

No.	質問・意見	担当部	回答
16	令和6年 労働省令において、保育士さん1人が受け持つ児童の見直しがあり、3歳以上4歳未満は20人から15人、4歳以上が30人から25人に下げられました。町内の保育施設で 保育士さん不足があり待機児童が発生しているのかお示してください。	こども未来部	令和7年度中に待機児童が発生しましたが、配置基準の見直しなど保育士不足だけでなく、入所申請の状況や施設の受け入れ体制など、複合的な要因であります。
17	岐南町保育士確保推進事業支援金 保育施設からの要望があつて事業を進めるのか。この制度により、新たに勤務する人の方が、収入が多くならないか。保育士さん全員に対しての、処遇改善制度が必要ではないか。	こども未来部	岐南町保育士確保推進事業支援金(新規採用保育士に対して年10万円・3年間補助)は、町内保育施設における保育士不足という喫緊の課題に対応するため、保育士の確保を目的とした事業です。 在職中の保育士との不公平感は認識していますが、保育士の処遇は各保育施設が運営主体として行うものと考えています。 今後、事業の検証を行い各保育施設と協議し、保育士確保に努めていきます。
18	町長の考えの教育委員会を単独化したい方針は承知しているが、何故、二町教育委員会の教育長の留任を議会に求めたのか。	総務部	現時点では教育委員会の単独化については検討しておりませんので、教育長の留任を議会に求めた次第です。 引き続き、子どもたちのための教育環境づくりにご理解をお願いいたします。
19	水道料金の値上げが今年度から実施されたが、何故、今なのか理解に苦しむ。ここ数年の物価上昇を理解しているのか。公共料金は据え置くのは当然である。町民負担の軽減を求める。	基盤整備部	料金改定については、水道料金は平成14年以来、下水道使用料においては供用開始した平成3年から初めてとなり、現時点での物価上昇に見合った料金体系としました。
20	未だに 旧ゴミ袋が在庫として持っている町民がみえます。町が買い取り、役場のみが使用、また、ボランティアゴミ袋として、資源の有効活用を考えて欲しい。	基盤整備部	旧ゴミ袋の所有経緯(購入、イベント景品、自治会配布など)を確認する手段がなく、一部の住民のみが実質的に「ごみ処理費用を負担しない」状況が生じることになるため、買取はいたしません。
21	緑ごみを従来のステーション回収に戻して欲しい。	基盤整備部	ごみの出し方は令和7年10月に変更しました。緑ごみの出し方について、現時点で変更の予定はありません。
22	今後、有料化制度の実施状況と効果について、見直しを行うとの説明がありました。3ヶ月で760件もの苦情等があった以上、是非とも見直しをお願いします。	基盤整備部	問い合わせ数については、「関心の高さ」であると理解しております。ごみ有料化については、「ごみの減量」を目的とし、かつ持続可能なごみ処理事業を見据えて実施していますので、ご理解をお願いいたします。
23	基盤整備部の仕事はあまりにも多すぎます。ゴミ問題は住民部に移すなり、バランスを考慮すべきではないか。	総務部	ご意見として、今後の参考とさせていただきます。

No.	質問・意見	担当部	回答
24	時間外勤務手当 1092万6090円の支払いについて 未払いの時間外手当があれば、支給するのは当然であります。しかし、算定基準や算定根拠が曖昧のまま処理されているのに町税を持って支払うことに対し納得できません。全職員が朝礼を実施するために25分に出勤するようにとの答弁(令和7年3月議会)だったが、全員が朝礼をしていたという根拠は曖昧である。また答弁では全員が参加しているかどうかというのは把握していないと述べている。この業務命令自体が、職員に認識されていなかったのではないか。業務命令と認識されていないのであれば、「朝礼を行う為に」という支払いは誤りである。さらに、幹部・管理職は、今回認定された事案を正しく実施しなかった職務怠慢行為は明確であり、起こりうる責任・賠償は彼らにあり、町税で充当するのは誤りである。公金の支出である以上厳格な精査が求められる。職員一人一人に聞き取り調査をして支払うことは当然である。また、職員の証言では、令和3年3月1日には、まだ8時30分から朝礼を行っていたという職員の証言もある。加えて、手当を頂いていいのか、悩んでいる職員もみえます。客観的に誰もが納得できる算定基準算定根拠を示し、処理のやり直しを後藤町長に求める。以上、適正に処理されたのか監査を求め、精査改善を要求する。	総務部	各種法令などに基づき、適正に時間外勤務手当を支給しております。
25	①パソコンの電源を入れたログイン時間を参考に計算したとのこと、8時25分までに、パソコンの電源を入れていない職員、短時間勤務の職員、遅刻した職員などパソコンの電源入力を、算定基準にすると、本来手当を支給してはいけないケースがあるのではないか。朝礼後に電源を入れた職員は把握できないのではないか。ましてや、退職された職員は、個人情報保護の観点など、どのように調べたのか。算定根拠が曖昧で、職員間の不公平が生じている可能性があります。町民の税金で職員の手当を支給しているのだから厳格さが求められる。	総務部	各種法令などに基づき、適正に時間外勤務手当を支給しております。
26	②令和3年2月26日金曜日に開催された部長会議に前町長が、朝礼は、8時25分から必ずやるようにと、業務命令が出され、翌週の3月1日から実施されたとのこと。会議の資料にメモ書きしたものが証拠になるのであれば、何でも出来てしまいます。このメモを証拠として判断したことは誤りです。通達及び業務命令書があつて当然です。メモ書きしたのが一人であれば、尚更証拠として取り扱うのは如何なものでしょうか。命令簿については、緊急時、短期間などは命令簿の記載が難しいとしても、恒久的な8時25分からの朝礼が、前町長を含め管理職の確認の印等がなく、岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を変えないで行っていたとすれば、一般的にはあり得ないし、管理職の責任は免れません。労働基準法の指揮命令下に置かれている時間も緊急時や恒久的な就業規則のもとでのことを指していると考えられます。行政の対応は都合の良い解釈をして手当てを支給しています。	総務部	各種法令などに基づき、適正に時間外勤務手当を支給しております。

No.	質問・意見	担当部	回答
27	③公平委員会の勧告があったので対応するという町長の考えだが、なぜ今まで見過ごされてきたのか。職員の労務管理を所管していた総務課は何も考えなかったのか。職務怠慢である。又、令和6年2月27日に第三者調査委員会の報告書が公表されたにもかかわらず、何も対応しない副町長以下幹部職員は、如何なものか。 業務命令であっても嫌がらせやパワーハラスメントに該当する場合、命令が無効になり、断っても違反にならないのが通説ではないか。町が公平委員会に提出した資料によれば、令和6年3月中旬より、朝礼と終礼については廃止となっている。町の令和7年第1回の定例会の説明及び答弁では、令和6年3月5日に廃止となっているが、整合性がとれない。ましてや一部の職員の聞き取りによれば、3月5日以降も朝礼は続けられていた。現町長が就任後も続けられていたとの証言もある。 加えて、町の説明によると、労働基準法の賃金請求権については、遡って支払いは、3年間としておきながら、令和3年3月1日から令和6年3月5日までに支給している。おかしいではないか。未払いの時間外手当があれば、支給するのは当然だが、算定根拠・算定基準が曖昧ではないか。	総務部	各種法令などに基づき、適正に時間外勤務手当を支給しております。
28	令和3年2月26日の部長会議の資料は、職員個人の資料で、メモ書き部分からの判断では、翌週3月1日月曜日から[朝礼は、8時25分からおこなうように] 全職員に周知徹底されたとは考えにくい。町の説明では、その後の課長会議で全職員に周知徹底とのことだが、それがわかる書類やメモ・記録を情報公開請求しても交付されないのは存在しないからであろう。毎日8時25分から朝礼がおこなわれていたのか。一部職員の聞き取りによれば、3月1日から文書なりの通達はないとのこと。令和7年3月の定例会の答弁では、業務命令の文書かは、前町長の指揮命令として全職員に周知徹底されており、文書化する必要はないとのこと。ましてや、2月26日の部長会議で、現副町長は時間外勤務に当たると認識していたという答弁や、また、各部署において朝礼を行っていたので全職員が参加しているか把握をしていないと。 職員の労務管理担当する、総務課は何も考えなかったのか。 情報公開請求によれば、副町長が命令撤回を取り決めた3月5日の臨時部長会議の会議録、5分前朝礼の命令撤回の通達とされる、書類やメモ、メールなどは不存在との回答。 加えて、職員の出勤時間・退勤時間が分かるもの 1点目 令和3年2月15日～令和3年3月15日まで 2点目 令和4年8月15日～令和4年9月15日まで 3点目 令和6年2月15日～令和6年3月15日まで 4点目 令和3年3月1日～令和6年3月15日まで 以上4点に対して、町の回答は、4点目に対しては資料提出があったが、4点目の範囲以外に関しては、不存在・個人情報に該当するとの理由で、公開されなかった。普段の職員の勤務時間がわかる賃金台帳・出勤簿は存在しないという事なのか。	総務部	各種法令などに基づき、適正に時間外勤務手当を支給しております。

タウンミーティング未回答一覧②

No.	質問・意見	担当	回答
1	全国的に子供のいじめ問題、自殺者の増加が社会問題になっています。先日のタウンミーティングでは子供への虐待が増加傾向にあるという紹介がありました。 コロナ後、町において子供のいじめ問題、また、それにともない中学の自殺者があったと噂があります。これは事実なのか。事実であるならば何故公表しないのか。いじめの件数、実態を把握されているのか。 噂でなく事実ならば、課題解決に向けて町の取り組みを伺います。	羽島郡二町教育委員会	当町において、ご質問にありました事実はございません。 いじめ問題に対し、教育委員会としては、いじめ問題対策委員会ならびに、いじめ問題対策協議会を開催し、現状や事案を報告すると共に、地域や関係機関、専門的なお立場の方々からご指導ご助言いただいております。 また、学校では、「いじめ防止基本方針」に基づき、定期的なアンケートの実施や教育相談を通して、未然防止、早期発見・早期対応に努めております。 教育活動全体を通して、人権教育を核とした温かな風土を醸成し、いじめ問題を含む様々な生徒指導につなげております。
2	部活動の地域活動の進捗状況と、今後の見通しについて	羽島郡二町教育委員会	・R8年度から、TEAM－H(羽島郡地域クラブ)が発足しています。 ・部活動は平日の放課後のみに実施され、休日や平日夜間はTEAM－Hで展開しています。 ・登録団体29クラブ、登録生徒数567名、TEAM－H指導者76名(7月末現在) 【今後のビジョン】 ・新たな活動団体(柔道クラブなど)の設置 ・スポンサー企業の開拓 ・クラブ加入年齢の緩和 ・情報管理の一元化(専用アプリ導入)

タウンミーティング未回答一覧②

No.	質問・意見	担当部	回答
1	住民監査請求が提出され、監査するかどうかの判断を弁護士に委ねなければならなかった理由を示すと共に、特に弁護士相談は、町の慣例なのか。	議会事務局	監査委員は独立の執行機関であり、住民監査請求に基づく監査は監査委員の職務権限です。そのため、町長部局では、このご質問にお答えすることができませんことをご了承ください。